

総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和2年3月5日(木)午前10時00分
- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君
- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。
なし
- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	宮田 竜二 君
----	---------
- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

企画部長	有馬 博明 君	企画部参事兼地域政策課長	出口 竜也 君
地域政策課主幹	貴島 俊一 君	地域政策課中山間地域活性化グループ主任主事	藤田 友成 君
土木課長	西元 剛 君	土木課主幹	秋窪 達郎 君
土木課道路整備第2グループ長	立山 和幸 君	土木課道路整備第2グループ主査	園田 宣仁 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築住宅課住宅グループ長	和田 清人 君
- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。
なし
- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記	森 伸太郎 君
----	---------
- 8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。
議案第8号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について
議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
令和元年陳情第6号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書
- 9 本委員会の概要は次のとおりである。
「開 会 午前10時00分」

○委員長(徳田修和君)

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で、当委員会に付託されました議案2件及び前回定例会からの継続審査となっている陳情1件について審査を行います。ここで、委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第8号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

○委員長(徳田修和君)

まず、議案第8号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長(有馬博明君)

それでは、議案第8号「霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例」の一部改正について、説明いたします。移住定住促進補助制度につきましては、平成20年度から中山間地域への移住促進

を主な目的として取り組み、平成27年10月に策定した霧島市ふるさと創生総合戦略を踏まえ、市全域における移住定住の促進や空き家の有効活用を図る視点を盛り込み、平成28年度から現行条例に基づき運用してまいりました。今回、その対象期間が令和2年3月末をもって終了することから、制度の延長を図るとともに、より効果的な制度となるよう条例の見直しを行おうとするものです。なお、現在策定中の、令和2年度を初年度とする第2期霧島市ふるさと創生総合戦略においても、移住定住促進の取組を継続し、本市における地方創生の充実・強化を図ることとしています。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

それでは、議案第8号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について、御説明いたします。議案は、本定例会議案の21ページから24ページまで、一部改正条例新旧対照表の37ページから43ページまでです。はじめに、制度改正の経緯と概要を申し上げます。これまで補助金を受給された方へのアンケートを行ってまいりましたが、8割の方が補助金無しでも移住されたと回答され、移住の理由としては、本市がふるさとであったこと、本市の温泉、水、食べ物などの自然環境の素晴らしさや、空港、高速道路、鉄道などの交通の利便性などをあげておられます。一方で、中山間地域における公共交通の在り方やインターネット環境の改善を望む御意見もありました。また、本市の移住体験イベントに参加された方々などからは、本市の魅力を感じるものの、見ず知らずの土地への移住と同時に住宅を購入することは不安があり、いわゆるお試し住宅はないのかという声や、これまでの市議会一般質問等で出されました中山間地域の公営住宅の空き家活用に向けての御提言等も踏まえながら、制度の改善策を検討してまいりました。その結果、補助金額については、県内他自治体の補助額を参考に見直し、家賃補助金については、市営住宅等や、市街地からの転居者も対象に加えるなど、対象者を拡充し、また扶養加算金については、中学生以下の子がいる世帯を対象としていましたが、高校生以下の子がいる世帯又は子供がいなくても40歳未満の夫婦世帯の転入定住者に対象を拡充することとしました。それでは、具体的な改正内容について、新旧対照表に基づいて説明します。37ページをお開きください。第2条は「用語の定義」を定めていますが、第3号の転入定住者、第4号の転居定住者の補助対象となる期間を変更しました。また、第6号では、貸家として一戸建て住宅のみを対象としていたものを、一戸建て以外の賃貸住宅や公営住宅まで拡充し、賃貸住宅に用語を変更しました。38ページをご覧ください。第3条は、「補助対象者」を定めています。市街地から中山間地域への転居者も家賃補助金の対象者としたことに伴い、共通の要件をまとめることにより分かりやすくしました。第4条は、「補助金の種類、交付要件及び額等」を定めています。第1項第3号にあった「扶養加算金」は削り、第3項において若年・子育て加算金として要件とともに決めました。なお、第1号、第2号のとおり、40才未満の夫婦世帯又は高校生以下の子がいる世帯の転入定住者に対象を拡充しています。前後しますが、第2項では、各補助金の交付要件を規定していますが、従来は、別表に記載していたものを本則に移したものです。39ページをご覧ください。第6条は、「補助金の交付」について定めています。第2項については、現行制度でも、申請時点で補助金額の二分の一を当初補助金として支払い、住宅取得等の場合は5年後に、また家賃補助の場合は3年度後に定住していることを確認し、残額を最終補助金として支払っていますが、このように分けて支払うことを明記しました。第7条は、「補助金の交付に係る制限等」を定めています。これまでは、中古住宅を購入し、増改築をする場合に限って重複支給できましたが、今回、第2号を追加し、家賃補助金を受けた方が、制度の期間中に住宅取得をする場合にも補助金を受けられるようにして、お試し居住に配慮しました。40ページをご覧ください。第8条は、「補助金の返還」を定めています。第3号の家賃補助金については、お試し居住を考慮し、中山間地域内での転居については、補助金返還の対象外としました。41ページをご覧ください。別表には、補助金額および補助金限度額を記載しています。住宅取得補助金の新築が50万円、中古住宅の取得で中山間地域は30万円、市街地は10万円。住宅増改築補助金は、中山間地域で20万円を限

度に経費の五分の四、市街地で10万円を限度に経費の五分の三。家賃補助金は、1月当たり2万円を上限に月額賃料の三分の二を12か月間助成するものです。これらの補助金額等は、アンケート結果や県内他自治体の実施状況を踏まえて、見直しました。42ページをご覧ください。附則につきましては、条例の「施行期日」及び「経過措置」を定めています。基本的には、「転入の日」及び「住宅取得等の日」は、いずれも条例施行日以後の者が補助対象となりますが、これまでの経過措置と同様に、いずれかが条例施行日より前であっても「補助対象者とみなす」救済措置を講じております。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

アンケートを取られたということですが、先にも私は一般質問の折、質問させていただきました。地域別というと溝辺が圧倒的に多いというようなことでありました。しかもその溝辺の多い場所は、都市計画の場所であるということで、ここに住んでいる方が8割とはいいませんけれども、補助金なしでも移住したというような回答が多かったのではないかと推測するわけですが、その辺はどうだったのですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

現在の制度は平成28年度から実施しております。アンケートについては、支給する際にとってきたものでございます。補助金がなくても移住したかどうかのクロス集計については、分析していませんが、総じて80%の方がそのように答えているところです。

○委員（木野田 誠君）

すべてが推測できないということではありますが、そういう感じは受けられなかったのですか。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

今、木野田委員が言われたような方もいらっしゃるかもしれませんが、今、その分譲地の辺りに家を作られる方は、ハウスメーカーから霧島市にはこういう制度があるから家を造りませんかということなので、逆に補助金があるから来たという人も多いような気がしますし、中山間地のところは、例えば実家というか、帰ろうかという人もいらっしゃるかもしれないので、トータル的にはそれぞれあるのかと考えています。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きしておきたいと思うのですが、今回、制度を充実していくんだということで、大まかに先ほど御説明いただいたところですが、確認しておきたいのは、まずこれまでの制度の中で、どのような実績を踏まえてきたのかということをお知らせいただけますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

移住定住補助制度については、平成20年度から実施しております。現在は第3期目の制度で、今回第4期目のほうを計画しているところでございます。補助制度を利用した移住者は、平成20年度から令和2年1月末まで、市全体で493世帯1,359人となっております。このうち、中山間地域につきましては、うち数で450世帯1,248人が移住されているところです。

○委員（前川原正人君）

ということで、これより充実させていくんだと。先ほどおっしゃるには、40歳未満の夫婦の世帯、これまでは60歳の一つのラインを引いていらっしゃったわけですが、ある意味、目標値がないといけないわけですね。整合性という点では、大体何年度でどれぐらいを。そしてそれが積み上がっていった、その中で霧島市の人口をどう増やしていくのかということ、関連していくという性格のものでなければならないと思うのですが、やってみなければわからない部分は往々にしてあるわけですが、一つの指標として、どのようにお考えなのかお知らせいただけますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

平成28年度から実施しています移住定住補助制度につきましては、霧島市ふるさと創生総合戦略に基づいて拡充してきた経緯がございます。こちらの計画の中では補助金だけではなく、シティプロモーションとか、あるいは移住相談窓口での相談、そして補助金の活用、そういったもろもろを含めまして年間80世帯を毎年毎年のこのふるさと創生の中では目標としておりまして、今後も第2期に移っていきますので、また新しい計画については、今策定中でございますが、これまでは80世帯を目標にしてきたところです。

○委員（前川原正人君）

目標は当然あってしかるべきです。それに向かって目標として進んでいくわけですので。それは大いに良いことだと思います。しかし、今回の改正で、いわゆる補助金額が一部分削除されるなど、特に住宅取得補助金で見た場合、新築がこれまでと比較して50万円に下がるわけですよ。ただし、その代わりに、ほかの部分でアップするなども当然あり得ることですけれども。この辺の議論、こういう数字にした根拠。やはり多くの人にたくさん恩恵があるようにということでしょうけれども。その辺の議論の経過というのをお知らせいただければと思います。

○企画部長（有馬博明君）

先ほど口述でも申し上げましたけれども、アンケートの結果は金額ではないのかと。そんなに重要視されていないのだなということが8割の皆さん方のアンケート結果で分かりました。ただこれまでこの市議会の皆様方の御提案も含めまして、やはりそれから実際、職員が東京の移住定住の相談なんかで直接お話を聴きますと、やはり皆さんお困りなのは、いきなり中山間地域の不動産を購入して住むということにもものすごくリスク感をお持ちです。そういった意味では、これまで議会からも御提案いただきました公営住宅や、また一軒屋ではなくて最初はアパートでもいいのですけれどもというような御意見もございましたので、今回、民間の賃貸住宅もお試し入居という形で、これまでどおり一軒家も含めまして、1年間の家賃補助ではありますけれども、その間に十分に中山間地域の豊かさや良さを知っていただいて、その1年間にこの古民家がいいなとか、この住宅をみたいなというような形で、可能な限り霧島の良さを知っていただく方々の裾野を広げた。そのことを有効的に今度はこれまで中学生以下の子供だけということでしたけれども、高校生。そうじゃなくても、子供はいなくても40歳未満で、これからは子供を生んでいただけるような世帯も含めて、更に加算金を追加して、移住しやすい環境を整えたというようなことです。いずれにしても、このことに関して具体的にどのような件数をということになってくると、なかなか現段階では先ほど申しました総合戦略におけるその世帯数を目標には取り組んでまいりますけれども、この3年間、この条例で走りながら、一方ではやはりそういった確実に霧島市に移住したいという御相談がある方に、より具体的に情報を発信し、丁寧に御説明していく必要があると認識いたしております。

○委員（木野田誠君）

今、丁寧な説明をいただきましたけれども、お試し居住について、あくまでもここでいうお試し居住というのは、住民票を霧島市に移して夫婦共に霧島市以外に住民票がないということが条件なのですけれども、例えばお試しということであると、夫婦のうち、奥さんか旦那さんかどちらかが霧島にまず私が行ってみると。行って住みやすいかどうか、試しに住んでみるというようなケースもあると思うのですよね。この場合は、例えば家が東京なら東京にあるわけですから、この場合はこの補助金制度には当たらないというような形になります。これが例えばですよ、そこに1年以上たってから霧島が良かったから、東京の家は処分して移り住もうというふうになったときは、この効力は発揮しないわけですよ。その辺も考慮する考えはないのかどうか。例えば、これは国内の話で、私の住む永水地区であるのが、今、奥さんが永水に住み込んで、生活をしていると。生活基盤を今築いていると。今の状態は旦那さんの住所がアメリカにあるから今、補助金は該当しない。旦那さんは二、三年のうちには霧島に来て、生活基盤を霧島、永水にしたいというようなものがあるわけです。国際的に言えばですよ。国内的には、こういう似たようなケースもありうると思うの

ですよ。そこまで含んで、では年数はそこに2年ぐらいたっているけれど、正式に夫婦で住所を霧島市に移して住まれるのであればそれも該当しますというのは、将来的には考えられないのか。せっかくの改正時期ですから、こういうのも入れておいていいのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○企画部長（有馬博明君）

今、委員がおっしゃられましたこと、正しく今の国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で関係人口の増加という表現をいたしておりますけれども、いわゆる住民票がなくても、この霧島市に関わる、関係する人口を増やしていきましょうという方針がございます。今、正しくその御視点だというふうに理解しております。現在、手前どもの移住定住の事業では、そういった方々の希望を募って、移住体験のツアーのようなものを2回ほど実施いたしておりますし、またそういった具体的な御要望。住民票を移すまでもないですけど、どうにか1週間とか1か月とかということでありまして、これはもう移住定住というよりも、関係人口を増やすための基本的な資源をどうふうに情報発信するかということだと思いますので、例えばホテルでありましたり、民宿でありましたり、あるいは貸し別荘でありましたり、そういった情報等も十分に携えて、そういったニーズの方には情報提供をしていかなければならないというふうに認識しております。ただ、この補助制度をそういう方に活用できるかどうかということにつきましては、やはり住民票を移していただくかなければ、そのほかの市民サービス、例えばお子様がいらっしゃったら小学校、保育園、もしそこで怪我をした時のとか、様々そういった、その他の全体的な福祉も含めた市民サービスの提供というものが、やはり住所を移していただくことによってスタートするというのもございますので、そういったことも含めて考えますと、今回御提案している補助事業は、基本的にきっちりとやはり住民を移していただくということを前提に提案いたしております。ただ委員が御指摘のことは、先ほど申しましたけれども、関係人口をいかに増やしていくかということには大切な視点でございますので、そういった情報収集等、あるいは情報提供等も含めて今後私どもも検討してまいりたいというふうに考えています。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

従来からあるのですけれども、経過措置の中で例えば43ページの表がありまして、平成28年度に事前にそういう補助金活用がなくても転入されていたと。この対象期間、令和2年度以降に住宅等を購入されたらと。そういったことがありましたら、救済措置ということで拾うことはあるのですけれど、問題はこの救済期間が過去5年間程を想定してまして、それ以上となると、余り過去の方まで拾っていくというのは、確認も難しいですし、補助制度の枠がどれくらい広がっていくかわかりませんので、一応過去5年間、事前に転入された方について、この制度期間内に住宅等の取得に至りましたならば、救済できるという道は設けています。

○委員（木野田誠君）

確認ですけれども、私が先ほど申し上げた事案については、5年間の救済制度があるから、5年以内に定住していただいたら、この制度に該当するという判断でよろしいですね。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

はい、そのとおりでございます。現在、配偶者が居るときは一緒に移住するというのが原則になっています。これに該当しない場合はそのような救済措置も期間限定ではありますが、あるということです。

○委員（前川原正人君）

先ほどの続きですけれども、今回は先ほどの口述の中で、第2条の用語の定義の第4号、転居定住者の補助対象となる期間を変更しましたと。ここは問題ないのですけれども、第6号では家賃として一戸建て住宅のみを対象としていたものを、一戸建て以外の賃貸住宅や公営住宅まで拡充するんだということで説明があったわけですけども、公営住宅となると、公共施設マネジメント計画などとも関連していくわけですから、政策空き家以外の部分で、ではここをどう増やすのかという

ことが課題になってくると思うのですが、それについての議論はどうだったのでしょうか。

○企画部長（有馬博明君）

先ほど、これまでの賃貸、一戸建ても含めて、今回拡充する公営住宅並びに民間のアパート等も含めてそのようなのですけれども、家賃補助については1年間という期限を設けておりますので、当然公営住宅のほうでも、政策空き家のところは対象としないわけでございます。それ以外にもこれまで議会の中でたくさんの御提言を頂いておりました。中山間地域に入居条件も環境も素晴らしい公営住宅があるのではないかと、そういうものを移住定住に使ったらいいじゃないかという御提案も含めて、今回そのような形で提案しました。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

中山間地域にある公営住宅で政策空き家というか、住まわせていない住宅以外、これからも維持管理して住み続けていただくという住宅が1,136戸あります。これがすべて埋まっているというわけではないです。霧島市全体も空き家が多くなっていますし、中山間地域のほうも空き家が増えていると。これからも管理し続けていく1,136戸について、この制度があるということと呼び水になって少しでも入居していただいて、入居率が高くなるという方向に行けば、我々にとっても空き家が少なくなるので、非常に管理しやすくなっていくということもあります。

○委員（前川原正人君）

部長がおっしゃった1年間はその期間を持つよということですが、それは施行規則うたうわけですか。内規的な部分ですか。条例には書いてありますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

その件につきましては、新旧対照表の41ページに家賃補助金とありまして、こちらの表の中に、補助金額、そして補助金額限度額の欄、3つ目の欄ですが、こちらのほうに契約の開始の属する月に引き続く11か月分と、トータルで12か月分ということで、こちらのほうは従来と変わっていません。

○委員（前島広紀君）

今の前川原委員と関連の質問なのですが、用語の定義の件、口述書の2ページの下なのですが、家賃として一戸建て住宅のみを対象としていたものを一戸建て以外の賃貸住宅や公営住宅とあり、公営住宅の件に関してお伺いしたいわけなのですが、今の公営住宅の入居条件としまして、恐らく霧島市内に住所がある方で、保証人が2人必要。原則霧島市内の保証人となっていると思うのです。その辺りの整合性というか、打合せというか、もう済んでいるのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

公営住宅への入居条件は、今までも変わっていないところです。保証人を2人ということですが、今度4月から民法改正に伴って家賃保証会社との契約をして入ることができると。その中では保証人ということではなくて、身元引受人ということで1名出していただければ大丈夫だと。保証人を2人つけるか、機関保証に入るかということで、その分については、今回緩和していくと。それはこの移住定住とは別に市の公営住宅としてということになります。

○委員（前島広紀君）

保証人2人の条件が、身元引受人1人ということにもできることになるのですが、その身元引受人は、移住定住で来るのに、霧島市内の方じゃないといけないのですか。実際、今まで入れなかった案件があるのですよ。霧島市内に保証人がいなかったということで。保証人の条件は緩和できるということなのですか。その身元引受人の条件に関してはどうなのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

4月からこの制度を活用したいと考えておまして、このふるさと創生移住定住の制度と同じ開始時期になります。4月以降に入居する方は、機関保証ができるということで、その身元引受人というのは霧島市に限った、居住している方というわけではないです。家賃に関しては機関保証ですので、その保証会社から保証していただくと。我々が一番困っているのは、入居者にトラブルが

あったとき、最近で言いますと亡くなった後の遺品の整理であるとか、上の階の方から雨漏りがしてその入居者と連絡が取れないと。そういうときにどうしてもそういう連絡先が必要である。そういうところから身元引受人、連絡がつく方がいればいいと。できればそれが親族であったほうがなおいいというところでございます。

○委員（前島広紀君）

その件は理解できましたけれども、もう一つ、移住定住ということに絡めて、移住する前に公営住宅の入居手続きがとれるのか、その辺りはどういうふうにしたらとれるのか。現在は違う所に住んでいるわけですね、先ほどからも公営住宅の活用という面ではすごく良いことだと思いますので。その辺りはどういうふうにご考えておられるのか伺いたします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

公営住宅は、現在でも入居基準さえ満たしていれば、他の自治体から入ることができます。ほかの自治体では、自分の自治体に住んでいないと公営住宅を申し込みないという所も稀にありますけれども、霧島市は市外、県外から入居基準さえ満たしていれば市営住宅に入ることができます。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時35分」

「再開 午前10時36分」

○委員長（徳田修和君）

再開します。

○委員（愛甲信雄君）

補助金の交付を申請する日において60歳未満であることと、この60歳未満であることの根拠を教えてください。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

これにつきましては、やはり地域に入っていて、自治会活動などに参画していただき、地域を盛り上げていただきたいというもとの趣旨がございまして、恐らく想定されているのは、定年になられてからこういった素晴らしい自然のところに引越しをしたいというニーズもあるのではないかとことだろうと思うのですが、そういった方につきましては、ちょっと補助制度のほうはこれまでも対象にしていなくて、できるだけ若い方に来ていただき、地域で働き、活動していただき、地域のほう貢献していただきたいという趣旨で出来た部分でございます。

○委員（愛甲信雄君）

ということは、ほとんどの企業などは60歳定年だと思いますが、やっぱり定年前に計画を立てた人でないと、これは使えないということだと思いますが。やはり定年になってゆっくりとなつてから霧島市にちょっと住んでみようかなという人たちも、そっちのほうが多いのではないかなと思うのですが、一、二年の猶予期間というものはできなかったのかなと思いますが、どうでしょうか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

やはり補助金を投入して制度を実施するということから、どうしてもある程度効果といいますか、実績を考えなければなりませんので、そういったことで60歳という線を引いてきているところでございます。今のところはこのラインでしていかざるを得ないのかなというふうに担当課として考えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

この制度拡充の件については、私の知り合いも中山間地に移住したいという計画を立てている方もいるので、非常にいい内容になってきたなと思うのですが、例えばこのお試し居住をするというときに、その辺に公営住宅しかない物件がないときに、公営住宅は所得の制限がございませぬ。この辺は少し、お試し居住の場合は考慮していただくということが可能なのでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

公営住宅につきましては、お試しで入ることができない制度になっております。先ほどもありましたように、住所をすべて持ってきて世帯ごと来ていただかないといけないということがありますので、公営住宅については、この制度に限って緩和するということはありません。ただ、公営住宅の入居条件に合った方であれば、公営住宅に入っていていただいて、その後先ほどありましたように住宅を造るとかという制度に導いていければと思います。

○副委員長（松枝正浩君）

先ほどの答弁の中で、令和2年4月から年間80世帯を目標にということでお話があったのですが、人数が何人ぐらいという想定がされていたらお示してください。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

年間80世帯というのは、現在の第1期ふるさと創生総合戦略のほうでの計画でございまして、第2期の案は手元に持ってきておりませんので、正確な数字が申し上げられないのですが、この制度を設計する上では、80世帯というのをベースに考えてきたところです。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時40分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（徳田修和君）

再開します。

○委員（山口仁美君）

再度確認させていただきます。例えば関東などから夫婦で子供を連れて移住して来ようとしたときに、やはり所得のレベルが少し高い方々が来られるケースも考えられると思います。ただ中山間地等を見てまいりますと、空き住宅がなかなかなくて、公営住宅でも少し入居ができれば、そこに入って、住んでいる間に住居を探したいというようなお話もあるので、そういった希望の方がいらっしゃったときに、所得制限というのは、この1年間のお試し居住の間だけでも少し考慮していただければと思うのですが、そういった議論はなかったでしょうか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今回のこの移住定住の関係で、少しでも枠を広げたいというのはあるのですが、あくまでの公営住宅に関しましては所得制限とか、そういうものもありまして、その分が家賃に反映されているというところがありますので、公営住宅に関して、今回所得制限を緩和するとかという考えはありません。

○委員（木野田誠君）

先ほどの公営住宅の保証人とか、身元引受人とかありましたけれども、民間の住宅については別にこういったものは市としては求めませんよね。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

これまで一戸建て等は民間住宅でやってまいりましたけれども、不動産会社等との契約書をもって確認しておりますので、それ以上の保証人等は求めていないところでございます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

公営住宅ではないのですが、民間のアパート、一戸建てでも、不動産屋が保証人を求めたり、機関保証もあつたりします。それについて市のほうでは求めないですけど、民間の不動産屋と契約する時に、うちの息子もそういうアパートに入っていますけれど、保証人が必要であつたり、機関保証が必要であつたりしますので、その点については必要になる家屋もあるのかなど。そちらの多いのかなど考えているところです。

○委員（木野田誠君）

すみません、山の中に住んでいるものですから、不動産屋を通した民間住宅は頭の中になくて、

今質問したのですけれども。よく私の山の中であるのが、民民の知っているところの家を借りてあげて、ここに住みなさいというような、まあ個人個人であっせんした民間住宅のことを私は質問したつもりなのですけれど、その辺は先ほど答弁された内容でよろしいですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

民民での契約につきますでも、契約書を作成していただいて、一応確認のために提出のほうをお願いしているところでございます。

○委員（有村隆志君）

新旧対照表の39ページの第6条第2項に、補助金は、規則に定めるところにより複数回に分けて、この辺の交付要領、どのような形でお支払いされるのか。具体的に分かっているものがあればお示してください。

○地域政策課主幹（貴島俊一君）

助金額の二分の一を申請されたときにお支払いして、家賃であったら3年後、住宅の建築取得であったら5年後に、そこにずっと住み続けているという住民票の確認と、滞納なしの確認等をして、いらっしゃればその時に払うということです。今まではそういうことは規則の中で決めていたのですけれど、やはり条例の中にしっかり書いたほうが良いということで、今回明文化したところです。

○委員（有村隆志君）

5年後とか、3年後であったものが、途中で二分の一の申請をしたらもらえるという意味ですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

この補助金につきましては、全額を当初に交付するのが一番いいのかもしれませんが、やはり3年間の居住というのを条件としておりますし、賃貸住宅の家賃補助につきましても3年間の居住を条件としておりますので、当初に半分お支払いして、3年ないし5年の居住の実績を確認した上で後半をお支払いするという制度できているところでございます。

○委員（木野田 誠君）

あまり良い話ではないのですが、例えば極端に言うと別荘地を作りたくて、この移住定住補助制度を利用して、その補助金をもらって、5年間は自治会に加入して、自治会に5年間加入しないと今ありましたように、2回に分けてある補助金を受けるわけですから。5年が済んだらさっさと自治会を退会するというようなあれもあるのですが、この辺は移住定住で来られたわけですから、その5年間で自由に開放されるということではなくて、その辺の自治会加入のところの縛りをもう一段何か考えていただいて、できないものか。5年間たったら、別荘地でよくある話ですが、みんなどんどん自治会を出て行きますよというような話もありますので、補助金目当ての自治会加入だけではなくて、その後なんとか残っていくような方策もぜひ考えていただきたいと思いますが、その辺はどうですか。

○企画部長（有馬博明君）

例えば一つの事例ですが、霧島のロイヤルホテルの近くにて別荘地等がございまして、そこは本来自治会がなく、補助制度の対象外であったわけですが、それだけではなくて、今回、光ブロードバンドを整備するという事なんかもありまして、別荘地に居住されている方々で、やはり第二の人生をここで送る以上、豊かな人間関係を築きながら、この地で生きていきたいということから、高千穂リゾートランドという自治会を立ち上げられて、今、実は光ブロードバンドを整備する1年以上前に市役所のほうに来てくれということで、説明がほしいということで行ったら、世界中で活躍された方がいらっちゃって、どうにか住んでいる霧島市にいろんな恩返しをしたいという前向きな御意見も頂いていました。そういうこともあって、この前、補正予算の委員会でも木野田委員から御質問のあった、この間、先週末行った光通信に伴う各地区での説明会。大体30人、40人であったのですが、霧島地区125人程ということで、かなりの方が出席されて関心をお持ちでございました。市内全体で自治会加入率が下がっているけれど、別荘地においては一軒一軒私たちが自分たちで口説きながら、世帯数を増やしていきたいと。加入率を増やしていきたいというような、そういった

方からの思いを霧島総合支所地域振興課に頂いているというところがございます。ただ一方で、これはその別荘地に限ったことではなくて、市内全体でこの補助制度の5年間の縛りの中で、入っている方も、それを支えている地域の方々からも、それが条件で入っているのに、積極的に役員をしていただけないとか、いろんな御不満を聴くことも当然でございます。それは入ってからの当然そこにおける人間関係など、様々なものが横たわっているとは存じますけれども、そういったことも含めて、補助金の申請に来られた時に、当然これは条件となっておりますので、ただ条件としてではなくて、豊かな人生を送っていただくための、特に災害時も含めて、大事な自治会活動であるという意義は十分に伝えながら、今後も申請時を含めて、そういったことについては注意喚起あるいは御提言等を申し述べていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠君）

先ほどの市営住宅ですけれども、市街地から中山間地に定住する、移住する人。それから霧島市外から移住して、中山間地の団地に入居する人は、全てが対象になるわけですよね。せっかくですから、建築住宅課としてこの辺をうたい文句にして、中山間地の移住定住を促す、市営住宅に入居を促す特別な広告とか、宣伝とかそういうようなことは考えていらっしゃいませんか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

特別な広告といいますか、我々が周知として使えるのがホームページ等で、そういうところを周知するというところと、相談があれば、そういう窓口に来られた方等にはそのような説明ができるかなと考えています。

○委員（木野田誠君）

公営住宅が対象になるということは、やはり特筆すべきことですので、そこ辺を前面に出してぜひ中山間地の市営住宅が埋まる方策を手立てしていただきたいと思います。

○委員（有村隆志君）

今おっしゃったことです。本当にそこら辺をしっかり考えて、空いている公営住宅がたくさんあるので、すごくいい制度ですので、これもしっかり市民の皆様幅広く伝えることを要望しておきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

我々も公営住宅が空いているということで、いろんな手立てをするのですが、ご存じのとおりなかなか空き家が減らないというところもあります。そういう面で、我々もどちらかというところいう政策があるということで、打合せをしましてこの制度を取り入れたわけですので、せっかくの制度ですので、これが呼び水になって、もちろん中山間地域全体に入居していただくということと、我々にとっても中山間地域の市営住宅に入っていただくということはベストなことでありますので、それが促進されるようにPRのほうも考えていきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

侍園課長もお見えですので、お願いしておきますけれど、せっかくこういう形で中山間地域の中山間地の市営住宅も対象になっているわけですけれども。中山間地の住宅は非常に汚れが目立って汚いのですよ。十分分かっていらっしゃると思うのですけれども。市街地の住宅は意外と目に付かないといえばおかしいのですけれど、以外と目に付かないのです。中山間地の住宅は汚れていても、綺麗でも目立ちますので、やはり外観をきれいにしていただきたいというのを要望しておきます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

うちも公営住宅の数が多いので、交付金を活用しながら、あと市営住宅の家賃を充当してやっていますので、計画的に取り組んでいきたいと考えています。

○企画部長（有馬博明君）

先ほどの松枝副委員長のほうから、人数をとということでした。この前全協でお示いたしました新しい令和2年度からの総合戦略。これは3年間と申しましたけれども、令和4年度までの目標値を1年当たり300人と、ですから80世帯300人というのが目標ということでございます。

○委員長（徳田修和君）
ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前11時00分」

△ 議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、審査します。執行部の説明を求めます。

○企画部長（有馬博明君）

それでは、議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について説明します。今回の議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、市道の整備を行うことにより、口輪野・永迫地区住民の利便性の向上と地域の活性化を図ろうとするものであり、その根拠となる辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、同法第3条第1項の規定により、議会の議決を求めようとするものです。詳細につきましては、地域政策課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

次に、議案第10号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の詳細について説明します。今回の議案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に基づき、国分地区の口輪野・永迫辺地において、市道整備を実施するための総合整備計画を定めるものです。はじめに、辺地とは、同法第2条に規定する地域で、かつ、所定の要件を満たしている地域であり、当該地域においては、公共的施設を整備する際、元利償還に要する経費の80%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入される有利な地方債である辺地対策事業債を起債することが可能になります。それでは、口輪野・永迫辺地計画の内容を説明します。議案集26ページ、議案第10号の総合整備計画書をご覧ください。1. 辺地の概況、2. 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、ここに記載のとおりですので説明は省略いたします。3. 公共的施設の整備計画をご覧ください。今回の総合整備計画では、口輪野・永迫辺地内にある口輪野～永迫線ほか2路線の市道整備を計画しています。令和2年度から令和6年度までの5年間で、市道瀬谷～岩崎山下線の測量設計委託及び改良工事、並びに上之段～口輪野線の改良工事を行うこととし、総事業費3億3,900万円を見込んでいます。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第10号について、これは10年間の時限立法が切れるということの一つの背景があって、また新たにというのもあるのですか。その時限立法が切れるということで、こういうふうにするということになるのですか。その辺の説明をお願いします。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

辺地に係る法律は特に時限はございませんが、過疎法のほうは時限がありまして、今改正に向けて要望等を行っているところでございます。

○委員（前川原正人君）

今回3億3,900万円ですかね。一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額ということで今予定され

ていくことになるのですが、逆に言うと、これは一般財源とは別に、他の80%の財源措置があって、それなりの事業効果が期待できるというそういう理解でよろしいわけですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

こちらの計画につきましては、辺地債の適用の条件となっております、一般財源でございますけれども、後年度元利償還をする際に、毎年度元利償還金の80%が普通交付税のほうに算入されて、市の歳入となっていくものでございます。

○委員（前川原正人君）

こういう有利な起債を大いに活用して、活性化策ということで、計画していくということは大いに評価できることなのですが、要はよくおっしゃる費用対効果ですよね。これだけの金を入れて、どれだけ効果が出るのか、それは利便性を上げるなど、人口増加対策に少しでも貢献しようという、少しでも現状を維持し、発展させていくというのが大きな目的ではあるとは思いますが。この辺は事業があるから使うのではなくて、いわゆるその中山間地域、特にこの3地域をどう活性化させていくのか。そのためにはインフラ整備が一番基となるというのは言うまでもありませんけれど。その辺の議論というのはどうだったのか。お示しいただければと思います。

○土木課長（西元 剛君）

今回の口輪野～永迫線につきましては、もともと幅員も狭小で離合が困難な道路でありまして、急カーブも多いところでもございました。この事業を導入することによりまして、交通の安全性の確保や時間短縮、そして利便性の向上が図れると、地域の活性化が図られるものと我々は理解しまして、地域間での格差が出ないような形で、今回事業を導入したところでございます。

○企画部長（有馬博明君）

併せまして、当然これは霧島市だけの問題ではなくて、全国的にこの辺地計画を作り、そして辺地の事業債を活用して行うためには当然国としても一定の規定を設けております。それが人口50人という枠でございます。50人以下であると費用対効果が薄いけれども、50人以上であればそういったインフラ整備についてまだまだ必要な地域であるという考え方です。

○委員（木野田誠君）

この計画書の中に辺地度点数というのが122点とありますけれど、ちょっとこれを詳しく教えてもらえますか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

この辺地度点数が100点以上であるということが条件となっておりますが、これにつきましては法令の中でもへんぴな程度という表現をしておりますけれども、例えば駅、バス停が近くにあるか、遠いのか。小中学校、高校との距離。病院、郵便局、市役所等への距離。バスの運行回数、そういったものを不便な程度で点数化しております、その総合の点数で100点以上あることが条件となっているところでございます。

○副委員長（松枝正浩君）

この起債を活用している事業が霧島市で何本くらいあるのか、何路線くらいあるのかお示してください。

○土木課長（西元 剛君）

現在、辺地事業は国分地区で2路線、溝辺地区で1路線、横川地区で1路線、霧島地区で1路線、計5路線でございます。

○副委員長（松枝正浩君）

今、口輪野～永迫線のこの計画が4期ということになっているのですが、この路線は4期で完了されるのかどうかお示してください。

○土木課長（西元 剛君）

今の計画としては令和6年度までの事業計画を立てております。あとは起債枠の関係もございまして、現在のところでは5年計画で一応完了の予定でございます。

○委員（木野田 誠君）

この位置図で見ると、黒く塗ってあるこの路線だけの話で、ほかはもう完成しているという理解でいいのですか。

○土木課長（西元 剛君）

今までの3期計画の中で、完了している所もございます。今回の残り4期計画は、口輪野～永迫線の1,200mの所と、残り70mの所で、1,270mの計画でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど私は、辺地債と言いましたか。経験上辺地債と過疎債というのがあったのですよね。これでいくと、辺地債になるのですか、過疎債になるのですか。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

こちらにつきましては、辺地債のほうになります。また、過疎債につきましては多くの道路等に充てられているところでございます。

○委員（前川原正人君）

辺地債の場合、80%が交付税の算定基礎に入って、地方交付税で返ってきますよという理解でよろしいですね。

○企画部参事兼地域政策課長（出口竜也君）

はい。そのとおりでございます。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時13分」

「再開 午前11時16分」

△自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、議案第8号、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案2件の自由討議を終わります。

△議案処理

○委員長（徳田修和君）

それでは、これより議案処理に入ります。

△ 議案第8号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第8号 霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第8号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第8号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第10号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第10号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画について討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第10号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案2件の審査を終わります。

△ 自由討議

△ 陳情第6号 「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について

○委員長（徳田修和君）

次に、陳情第6号「所得税法第56条廃止を求める意見書」の提出に関する陳情書について自由討議に入ります。意見はありますか。

○委員（有村隆志君）

この陳情につきましては、今まで陳情者や執行部を呼んできたわけですが、前回継続審査となっておりましたけれども、この案件については、私の意見としては、延ばしても今後、聴いて参考にするとかそういった意見を求めるものはないのではないかと。したがって、今回この件については、私としては個人的にはもう決を採っていただいたほうが良いのではないかと考えているところです。

○委員長（徳田修和君）

はい、今、採決するか継続するかについてでありましたけれども、陳情に対する自由討議として何か御意見のほうがあればお出してください。

○副委員長（松枝正浩君）

前回の12月議会でいろいろ説明をいただきました。その中で、国会のほうにも森山代議士を通じ出されていた状況がありました。その状況について事務局のほうに調べていただいておりますので説明をお願いします。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時28分」

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま事務局から国会の状況ということで、現国会において同様の内容の請願が出されているというような状況の報告、また去年は陳情として提出されてい

るという報告がありました。皆さんからの意見として何かございますか。

○委員（前川原正人君）

今回のこの陳情第6号の所得税法第56条に関する陳情書について、やはりの一番の問題点、最大の矛盾点という点でいくと、やはりこの陳情書の中にもありますように、家族従業員の給与を経費と認めないと、ここにやっぱり大きな問題があると思います。実際に働いた事実もその給与として対価として認めないということは、家族従業員の人格を税法上否定しているのではないかというふうに思います。例えば先ほどもこれまでの議論の中でありましたとおり、青色にすればもうそれで終わりじゃないかではなくて、これもあくまでも日本の税制上、税法上、自分で計算して自分で申告をするというのは当たり前のことなのですけれども、やはり日本経済全体を見たときに、やっぱり90%以上は中小零細業者で成り立っているわけなので、やはり青色にすればいいとか、白色にすればいいとか、そういう議論以前に、やはりちゃんとした労働対価として認めるべきではないのかなというふうに私は思っています。ただもう一つの問題は、じゃあなぜ青色申告なら家族従業員の給与を経費に認めるのかと、ここにもまた問題があるのですね。同じ働く労働対価として、家族であろうが、会社であろうが、労働対価としてはちゃんと認めるというのは当然の、税法上でも当たり前のことすし、社会通念上、働いたら労働対価として認めていくというのは当たり前のことだというふうに思っております。

○委員（有村隆志君）

今回の家族従業員の賃金について、陳情では、所得税法第56条で、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いには必要経費に算入されないこととされているということ、これをしてほしいということでの陳情ですけれども、しかし所得税法第57条において、青色申告することで家族が従事した対価を必要経費に算入することが可能となっております。また、もう一つ例がありますけれども、近年農業の被害についても青色申告をすることで、所得の補償も得られるので、今後はその方向で私は進めていくべきというふうに考えているところです。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で自由討議を終わります。次に討論に入ります前に、この審査を採決するか、継続にするかをお諮りいたします。先ほど有村委員のほうから採決したほうがいいのではないかというような趣旨の御意見もありましたが、ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは採決するというので御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは採決ということにいたします。

△ 陳情採決

○委員長（徳田修和君）

それでは、陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。休憩します。

「休憩 午前11時32分」

「再開 午前11時33分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。討論はありませんか。

○委員（木野田誠君）

反対の立場で討論したいと思います。意見書に関する陳情書の中にも、青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており

基本的人権を侵害しているというふうにありますけれども、私自身は、制度は何ら矛盾しているとは思わなくて、やはり普通は、白色から青色へと制度上の段階を踏んでいくわけですが、やはり青色申告というのは、ある意味では救済措置となるような制度であると思いますので、この辺で矛盾しているということは、幾ら考えても考えつきません。また基本的人権を侵害しているというようなこともないと思います。普通ならば白から青へ優位な制度ということで移行していくのが、優遇された制度へ移行していくというのは当たり前ではないか、普通ではないかというふうに考えますので、この件に関しましては反対であります。

○委員長（徳田修和君）

次に原案に賛成する方の発言を求めます。

○委員（前川原正人君）

私は、陳情第6号に対しましては賛成の立場で討論します。この第56条の前身は、遡っていきますと、1887年、明治20年に制定されました所得税法の第1条のただし書きの中に、同居の家族に居る者は全て戸主の所得に合算するものとする、ここに問題があります。戦前の家父長制度によって、一つの家の財産を独占させた家制度に基づくことになるわけであります。本法律の施行によりまして、事業主と生計を共にする配偶者や家族が事業所から受け取る報酬、人件費を低く抑えているところにあると思います。配偶者の場合、これまでの議論でも明らかになりましたとおり、86万円、その子供は50万円しか認められないことになっております。その矛盾点は先ほども自由討議の中でお示ししましたとおり、家族従業員の給与を経費として認めていないことでありまして、実際に働いた事実、その給与も認めないということは家族従業員の人格を税法上否定していると言わなければならないと思います。先ほどありましたとおり、議論の中でも出たわけですが、家族従業員の給与を認めてもらいたいのであれば、青色申告にすればいいのではないかということについては、青色申告も白色申告も同じ記帳事務を行うことになりまして、国税庁の都合だけで差別をしているということになると思います。これらの問題点として、日本経済の90%以上を担っている中小零細企業者で成り立っているのが現実であります。所得税法の第56条の廃止によって経済的支援による後継者の育成、そして事業の継承などにも十分答えられていくものと思うので、本陳情につきましては、賛成の立場で採択すべきということを述べさせていただきたいと思っております。

○委員長（徳田修和君）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。陳情第6号について採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名、起立少数と認めます。したがって陳情第6号は不採択とすべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に委員長報告に何か付け加える点はありませんか。ある場合は議案番号等と、その内容を御発言ください。

○委員（有村隆志君）

今回、議案第8号において、霧島市ふるさと創生移住定住促進に関する条例の一部改正についてであります。今回中山間地域における移住定住におかれまして、その家賃の制度の中で公営住宅も加えられたという点を大きく評価するものでございます。その点を広く市内、市外にしっかりと伝えること、そしてこの制度を使って移住定住を促進していただくように、強く要望します。

○副委員長（松枝正浩君）

今、有村委員の話でもありましたように、令和2年4月から、市営住宅については指定管理者制度

が導入されます。また指定管理者とも連携をとりながら、多くの方が入っていただくような形で、そういう広報等にも努めていただきたいというふうに思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案2件、陳情1件については先日の議会運営会の協議結果にありましてとおり、3月27日開会の本会議での表決となっており、その日に報告を行います。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時40分」

「再 開 午前11時47分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（愛甲信雄君）

所管事務調査ですが、本市の消防団詰所の環境調査を要望したいと考えています。

○委員長（徳田修和君）

今、消防団詰所の状況の調査ということで御意見をいただきました。消防団も各旧1市6町分の各方面隊がありますので、その中の情報がどの程度整理されているか、まずは状況の把握という形で消防局のほうに資料を請求してからの検討ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかに所管事務として御意見はありませんか。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時50分」

「再 開 午前11時50分」

休憩前に引き続き会議を開きます。そのほかに所管事務調査として御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

もし、緊急の事があった場合、必要があるときのための所管事務調査も入れていただきたいと思います。

○委員長（徳田修和君）

とりあえずは第一候補として消防団の詰所の状況確認というところでさせていただいて、あとはどういものが所管事務調査として閉会中にできるかどうかということを委員長、副委員長のほうに検討を一任していただいでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

△ その他

○委員長（徳田修和君）

次に、委員会全般に係るその他としまして、皆さんからの御意見はありませんか。ちなみに、前回の打合せの時に、行政視察の場所を考えていただきたいということと、行くなら何月か。未定ではありますので、今年度、できるものなのかどうかということも、国の状況等も見ていかなければ、受入先が受け入れてくれないということもございますので、一応、いつ行けるかということも未定ですが、行けるとなればどういったところを視察すべきであるかと、そのようなことが皆さんから御意見がありましたらお出しいただければと思います。

○副委員庁（松枝正浩君）

人口減少対策で、子育て環境等も政策として進めている千葉県流山市がいいかなと思っています。

○委員（山口仁美君）

偶然同じ所を推薦しようかと思っていたのですが、オープンデータといって、行政が持っている予算等のデータ、また市議会等のデータ等も市民の方が活用しやすいような形で公表していらっしゃる千葉県流山市を推薦します。

○委員長（徳田修和君）

ほかに御希望の点はありませんか。私のほうからは、静岡のほうや、神戸の多くのほうがやっているのですが、窓口の書類を書かないでワンストップで手続きができるというようなシステム構築。神戸市のほうは、転入居に関わるものに対してそういうペーパーレスをされている。静岡のほうは全部をされているというような状況のようでは、本市の財政状況からしたら、そういう何かに特化したような神戸とかのほうは、参考にはしやすいと思うのですが、そういう総合窓口の簡略化を進めているところも見てみてもいいのかなというような思いはあります。日程については、未定ですので、今副委員長、山口委員から出てきた所も同じ場所ですので、そこが受け入れてくれないとなると一気に二つ見られないという形にもなってきますので、特に関東圏ですので、どう動かれるのかが向こうのほうに分かりませんから、まだ今からまたちょっと情報等も集めながら、そして皆さんからもまた行政視察に適当と思われる所の御意見があれば、随時受け付けながらしていいきますので、また場所についても考えていただければよろしいかなと思いますので御協力をお願いします。

○委員（有村隆志君）

それともう一つ、特に今は新型コロナウイルスがありますので、時期の問題というのが、そこで行けるか、行けないかということもありますので、そこも含めて慎重にやるべきであるというふうに思います。

○委員長（徳田修和君）

そこも含めてまた副委員長とも協議していきたいと思いますので、行政視察については以上で、皆さんのほうからも場所の選定については御意見を随時一応受け付けていく。そして実際に行く時期は未定というところで進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。ほかにこの委員会に関する事で御意見はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時58分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和